

第四期特定健康診査等実施計画

東京西南私鉄連合健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 02 月 29 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	生活習慣病健診予防を目的とする被扶養者の特定健診受診率が3割程度にとどまる。	➔	被扶養者を対象とする「けんぽ共同健診」の周知および未受診者への受診勧奨
No.2	特定健診の結果、生活習慣病発症リスクの高い方を対象とする生活習慣病特定保健指導実施率が、単一組合平均よりも大幅に低い。一方で生活習慣の改善意思がある人は7割以上にも及ぶ。	➔	事業主と連携して、特定保健指導を受けやすい環境づくりを推進するとともに実施率向上
No.3	新生物の医療費は全体の1割を占め、35歳以降に増加している。	➔	・生活習慣病健診とセットで実施している各種がん検診の受診率向上 ・市区町村実施がん検診の啓蒙
No.4	一人当たり医療費は全体的に増加傾向にある。	➔	・医療費通知による医療費適正化の啓蒙 ・家庭用常備薬斡旋事業等によるセルフメディケーション促進 ・後発医薬品の推進による医療費適正化
No.5	メンタル系疾患に係る医療費が増加している。メンタル系薬剤の重複も多く見受けられ、適正服薬による健康被害防止の観点からも対策が必要である。	➔	適正服薬通知を活用したメンタル系対象者への支援強化

基本的な考え方（任意）	
特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための特定保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。 そのため、特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるよう支援する。 そこで、特定健康診査の結果に基づき、法令により定められた基準で階層化することにより特定保健指導の対象者を選定し、動機付け支援および積極的支援を法令により定められた内容で実施する。	

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1
事業名
特定健診（一般被保険者）

対応する健康課題番号
No.2

事業の概要

対象
対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者

方法
生活習慣病健診または人間ドックに特定健康診査項目を含むことにより実施

体制
事業主の負担軽減のため、健診機関より直接健診結果を受領する体制を構築

事業目標

特定健康診査実施率の向上

評価指標

アウトカム指標
R6年度
R7年度
R8年度
R9年度
R10年度
R11年度

-
(アウトカムは設定されていません)

アウトプット指標
R6年度
R7年度
R8年度
R9年度
R10年度
R11年度

特定健診受診率
100 %
100 %
100 %
100 %
100 %
100 %

実施計画

R6年度
R7年度
R8年度

毎年2月に各事業主および契約健診機関へ次年度実施方法についての案内を送付。
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続

R9年度
R10年度
R11年度

前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続

2
事業名
特定健診（被扶養者・任職者）

対応する健康課題番号
No.1

事業の概要

対象
対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者

方法
巡回健診・施設健診にて実施

体制
けんぽ共同健診を利用

事業目標

特定健康診査実施率の向上

評価指標

アウトカム指標
R6年度
R7年度
R8年度
R9年度
R10年度
R11年度

-
(アウトカムは設定されていません)

アウトプット指標
R6年度
R7年度
R8年度
R9年度
R10年度
R11年度

特定健診受診率
30 %
30 %
30 %
30 %
30 %
30 %

実施計画

R6年度
R7年度
R8年度

毎年3月中旬に次年度対象者を抽出、4月に登録居所へ案内冊子を一齐送付。年度途中加入者は希望者に案内冊子を送付する。
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続

R9年度
R10年度
R11年度

前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続

3 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	実施委託機関にて初回面談および継続支援を実施。
体制	事業主や健診機関等関係各所と連携を図り、実施率向上に努める。

事業目標

生活習慣改善や行動変容を支援し、生活習慣病のリスクを減らすことで、将来の発症を予防する。
後期高齢者支援金加算の回避。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	18.3 %	18.3 %	18.3 %	18.3 %	18.3 %	18.3 %
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	33.5 %	33.5 %	33.5 %	33.5 %	33.5 %	33.5 %
	肥満解消率	11.2 %	11.2 %	11.2 %	11.2 %	11.2 %	11.2 %
評価指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	20 %	25 %	30 %	35 %	40 %	40 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
一般被保険者は各事業主と連携して実施。被扶養者は、けんぽ共同健診のワンストップ特定保健指導サービスを利用。	前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続	前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続
R9年度	R10年度	R11年度
前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続	前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続	前年度の実施内容を見直し、改善しつつ継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	80,340 / 93,740 = 85.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	73,340 / 73,340 = 100.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	7,000 / 23,400 = 29.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	2,671 / 13,348 = 20.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	1,260 / 6,300 = 20.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	1,410 / 7,040 = 20.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
1. 特定健康診査の実施に係る目標 被保険者は実施率100%を目指す。被扶養者は受診率30%を目指す。 2. 特定保健指導の実施における目標 計画策定時の単一組合平均である実施率40%を目指す。
特定健康診査等の実施方法（任意）
1. 委託の有無 (1) 特定健康診査 特定健康診査は、被保険者について株式会社イーウェルと委託契約を結び、被扶養者および任意継続被保険者については「けんぽ共同健診」に参加し行うものとする。 (2) 特定保健指導 特定保健指導は事業所が保有する診療所での実施および全国展開する保健指導機関と委託契約を結び、行うものとする。 2. 実施場所 特定健康診査は、被保険者は事業所が保有する診療所および当健保組合が契約している健診機関で行うものとする。 被扶養者および任意継続被保険者はけんぽ共同健診協議会が契約している健診機関で行うものとする。 なお、けんぽ共同健診協議会は全国の健診機関型と巡回会場型を契約しているので、身近なところで特定健康診査を行うものとする。 3. 実施項目 特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている次の健診項目とし、被保険者は「定期健診ならびに生活習慣病健診」 被扶養者および任意継続被保険者は「けんぽ共同健診」でがん検診等と同時に実施するものとする。 4. 実施時期 特定健康診査および特定保健指導の実施時期は通年とする。 5. 受診方法 事業所が保有する診療所および当健保組合が契約している健診機関で被保険者が受診するときは、会社毎に株式会社イーウェルに特定健康診査等に係る申請書を提出し、同時に健診機関に名簿を提出したうえで、特定健康診査を受診する。 被扶養者および任意継続被保険者は、原則として、特定健康診査等対象者に対し、当健保組合から健診の案内を送付する。 対象者は所定の手続きをけんぽ共同健診協議会事務局へ行い、後日送付される受診券を健診機関へ提出して特定健康診査を受診する。 6. 周知・案内方法 周知は当組合ホームページを活用するとともに、事業所に対して被保険者および被扶養者へ特定健康診査等の受診協力を要請する。 特定保健指導については事業所の要望および状況に応じて実施の説明や協議を行い、実施体制の整えていくこととする。 7. 健診データの受領方法 特定健康診査のデータは株式会社イーウェルおよびけんぽ共同健診協議会事務局が契約健診機関からデータを収集し、 互換性のある標準仕様の電子データを作成後、当組合で随時受領して、整理保管する。 特定保健指導は、当健保組合が受領した特定健康診査の電子データを特定保健指導機関に渡し、特定保健指導実施後、保健指導機関が作成した電子データを当組合で随時受領して整理保管する。 9. 特定保健指導の実施方法 国の「標準的な健診・保健指導に関するプログラム（改訂版）」に基づき、面接、電話、メール・手紙、WEBなどの方法を用いて実施することとする。
個人情報の保護
特定健康診査の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および同法に基づくガイドンス（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」等）等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保・漏洩防止措置・従業員の監督・委託先の監督等）について周知徹底を図り、さらに保険者において定めている情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払う。 当健保組合は、東京西南私鉄連合健康保険組合個人情報管理規定を遵守する。 当健保組合のデータ管理者は、専務理事（事務局長）とする。またデータの利用者は当健保組合の担当職員に限る。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画はホームページに掲載し、周知する。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
当計画については、毎年の実績や国による中間評価を踏まえて、目標への整合性を検討し見直しを図る。